

学校法人愛国学園

修学支援制度 募集案内



愛 国 学 園 大 学

学校法人愛国学園修学支援制度 とは

将来の目的をもって学修しようとする皆さんが、経済的理由で学び続けることをあきらめないで済むよう、入学金・授業料の減免、給付奨学金により皆さんの学びを支える制度です。

この制度は、国の「高等教育の修学支援新制度」と同様の支援内容となっています。

1. 対象者

- ・愛国学園大学に在籍する日本人
- ・外国籍の者：法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、家族滞在者

2. 支援内容

収入基準と学業成績基準の該当状況によって、支援内容が変わります。詳しくは、以下の「3. 支給要件」を確認してください。

また、支援内容は、入学金・授業料の免除または減額、給付奨学金の給付となります。

3. 支給要件

(1)収入基準(給付区分毎の支給額は、参考2を参照してください。)

(低所得者世帯としての支援)

給付区分	収入基準
区分Ⅰ	申請者と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること。
区分Ⅱ	申請者と生計維持者の給付算定基準額※ ¹ の合計が、100 円以上 25,600 円未満であること。
区分Ⅲ	申請者と生計維持者の給付算定基準額※ ¹ の合計が、25,600 円以上 51,300 円未満であること。
区分Ⅳ (理工農)	申請者と生計維持者の給付算定基準額※ ¹ の合計が、51,300 円以上 154,500 円未満であること。

※年収の目安については、学務課にお問い合わせください。

(多子世帯としての支援)

給付区分	収入基準
区分Ⅰ (多子世帯)	申請者と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること、かつ、多子世帯 ^{※2} であること。
区分Ⅱ (多子世帯)	申請者と生計維持者の給付算定基準額 ^{※1} の合計が、100 円以上 25,600 円未満であること、かつ、多子世帯 ^{※2} であること。
区分Ⅲ (多子世帯)	申請者と生計維持者の給付算定基準額 ^{※1} の合計が、25,600 円以上 51,300 円未満であること、かつ、多子世帯 ^{※2} であること。
区分Ⅳ (多子世帯)	申請者と生計維持者の給付算定基準額 ^{※1} の合計が、51,300 円以上 154,500 円未満であること、かつ、多子世帯 ^{※2} であること。
多子世帯	申請者と生計維持者の給付算定基準額 ^{※1} の合計が、154,500 円以上であること、かつ、多子世帯 ^{※2} であること。収入基準なし ^{※2}

※1 給付算定基準額＝課税標準額×6％－(市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額)

政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、市町村民税控除額＋市町村民税調整額に 3/4 を乗じた額とする。

※2 生計維持者の扶養することも同時に3人以上いる世帯(多子世帯)

(2)学業成績基準

在籍年数	学業成績基準
入学後1年を経過していない者	次の①～③のいずれかに該当すること。 ①高等学校等における評定平均値が 3.5 以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること ②高等学校卒業程度認定試験の合格者であること ③将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
入学後1年以上を経過した者	次の①、②のいずれかに該当すること。 ①GPA(平均成績)等が在学する学部等における上位 1/2の範囲に属すること ②修得した単位数が標準単位数 ^{※3} 以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

※3 標準単位数＝卒業に必要な単位数／修業年限(4 年)×対象者の在学年数

4. 支給方法

毎年度の支給額を 2 回に分け、6 月及び 12 月に振り込みます。

入学金・授業料に関しては、一旦、納入期日までに納入していただきます。ま

た、支給する日までに納入されていない場合は、納付する額から支給額を差し引いて、その差額を振り込み、または、学納金の納入請求をすることになります。

5. 申請期間等

(1)申請期間・申請先

新入生	予約申請	2月末日までに入学手続きを完了した者は、3月1日から3月20日
	在学申請	3月に入学定続きを完了した者は、4月10日から4月30日 9月に入学手続きを完了した者は、9月1日から9月30日
在学学生	在学申請	4月10日から4月30日 又は 9月1日から9月30日

申請先:愛国学園大学 学務課 宛 (〒284-0005 千葉県四街道市四街道 1532)

(2)申請書類

新規の申請には、必要に応じて下記①～⑦までの書類が必要です。また、継続を希望する者についても、毎年度、提出が必要な書類があります。詳しくは学務課までお尋ねください。

- ①日本学生支援機構からの採用候補者決定通知、選考結果通知又は給付奨学生証(該当する者のみ)
- ②学校法人愛国学園修学支援制度(新規・継続)申請書(様式1)
- ③学校法人愛国学園修学支援制度学修計画書(様式2)
- ④市町村県民税 所得・課税証明書(申請者及び生計維持者)
- ⑤住民票(マイナンバー記載なし、世帯全員)
- ⑥高等学校卒業程度認定試験合格格証書(該当する者のみ)※コピー可
- ⑦卒業見込証明書(予約申請をする者のみ)

6. 審査及び決定

- (1)新規申請者については、申請書類に基づき審査の上、奨学生候補者を決定します。選考結果については、5月中(9月入学者については10月中)に、申請者全員に通知します。
- (2)継続を希望する学生については、毎年度、申請書及び前年度の学業成績を基に審査の上、継続の可否について決定します。

7. 受給資格の喪失又は停止

次の事由に該当する場合は、受給資格が喪失します。また、休学した場合には、給付金の支給を停止します。受給資格の喪失又は停止となった場合、既に給付した給付金の返納が生じることがあります。

- (1)修業年限(4年間)で卒業できないことが確定した者

- (2)標準修得単位数が5割以下である者
- (3)授業への出席率が5割以下であることその他の学習意欲が著しく低いと判断される者
- (4)収入基準による給付区分に該当しなくなった者
- (5)虚偽の申請があると判断された者

8. その他

- (1)申請書等に記載されている個人情報、本制度の選考に限定し利用するものであって、他の目的に使用することは一切ありません。
- (2)提出された書類については、理由の如何にかかわらず返却できません。
- (3)入学者選抜試験の出願書類のうち、調査書については審査で利用することがあります。
- (4)本制度は、国の「高等教育の修学支援新制度」に準じて基準等が変更となる場合があります。

(様式1)

提出年月日：令和 年 月 日

学校法人愛国学園 修学支援制度（新規・継続）申請書(1/2)

※申請事由を○で囲む

愛国学園大学 学長 殿

1. 申請者情報

フリガナ 氏 名	姓		名	
生年月日	平成	年	月	日
希望する認定事由 (○を付ける)		低所得者世帯としての支援		多子世帯※ ¹ としての支援
本人連絡先	フリガナ			
	〒			
	都 道 府 県			
	固定電話		携帯電話	
高等学校名	都 道 府 県 立		高等学校	
	私		令和 年 月 卒業・卒業見込	
	高等学校卒業程度認定試験合格者は、合格年月日を記載してください。 令和 年 月 日			
最終学歴 学 校 名	☐ 最終学歴が、上記高等学校の場合は、 ☒ を入れてください。			
	大学 短期大学 専門学校 その他（ ）	入学年月日		
		令和 年 月 日		
		卒業（見込含）、退学年月日		
		令和 年 月 日 卒業・卒業見込 退学		
奨学金情報	☐ 現在、日本学生支援機構の給付奨学金を受けている、又は、過去に受けたことがある場合は、 ☒ を入れて下さい。令和2年度からの高等教育修学支援新制度を受けたことがある場合は、申請できません。			

※1：多子世帯とは、申請者の生計維持者全員の市町村民税情報における扶養親族の数の合計、申請者の生計維持者の子にあたる者（申請者含む）の数のいずれか小さい方の数が3以上である世帯のことをいう。

【以下、大学記入欄（記入不要）】

受付番号	
受付年月日	令和 年 月 日

審査結果（ ）		事務確認⑩		受付⑩
区分Ⅰ ・ 区分Ⅱ 区分Ⅲ ・ 区分Ⅳ 不採用				

※担当課ごとに枠内に押印

学校法人愛国学園 修学支援制度（新規・継続）申請書(2/2)

2. 生計維持者・家族情報

生計維持者とは原則父母ですが、父母がいない場合は代わって家計を維持する人となります。
 父母がいる場合は、収入の有無にかかわらず父母ともに生計維持者として記入してください。

生計維持者①	フリガナ		続柄		年齢	歳	
	氏 名						
生計維持者②	フリガナ		続柄		年齢	歳	
	氏 名						
生計維持者が扶養している子どもの人数（申請者本人含む）			人				
扶養者情報 （子ども）	フリガナ		続柄	年齢	学校種・学年等		
	氏 名		申請者 本 人				
	フリガナ		続柄	年齢	学校種・学年等		
	氏 名						
	フリガナ		続柄	年齢	学校種・学年等		
	氏 名						
	フリガナ		続柄	年齢	学校種・学年等		
	氏 名						
生計維持者連絡先		固定電話	—	—	携帯電話	—	—

（記入上の注意事項）

- ① 生計維持者は、最大2名です。
- ② 申請前年度の3月31日時点の扶養者情報を記入してください。なお、9月申請の場合は、当該年度8月31日時点の扶養者情報を記入してください。
- ③ 続柄は、申請者本人との続柄を記入してください。
- ④ 学校種・学年欄は、大学1年、高校3年、中学1年などのように記入してください。
 幼稚園や保育園に通っていない場合は無記入としてください。

(様式 2)

提出年月日：令和 年 月 日

学校法人愛国学園 修学支援制度 学修計画書

(フリガナ) 申請者氏名	
生年月日	平成 年 月 日
出身 高等学校 又は 学 籍 番 号	※予約申請の場合は出身高等学校名を、在学申請の場合は学籍番号を記入してください。

1. 学修の目的

学修の目的はどのようなものですか。将来就きたい職業のため、資格を取得するため、興味がある学問分野があるため、将来社会人として自立するための基礎的な能力を身に付けるためなどについて、具体的に記述してください。※300字程度を目安としてください。

[illegible]

次頁に続く

2．学修の計画

「１．学修の目的」で記述した学修目的を達成するため、今までに何を学び、今後、何をどのように学びたいと考えているかを具体的に記述してください。※300字程度を目安としてください。

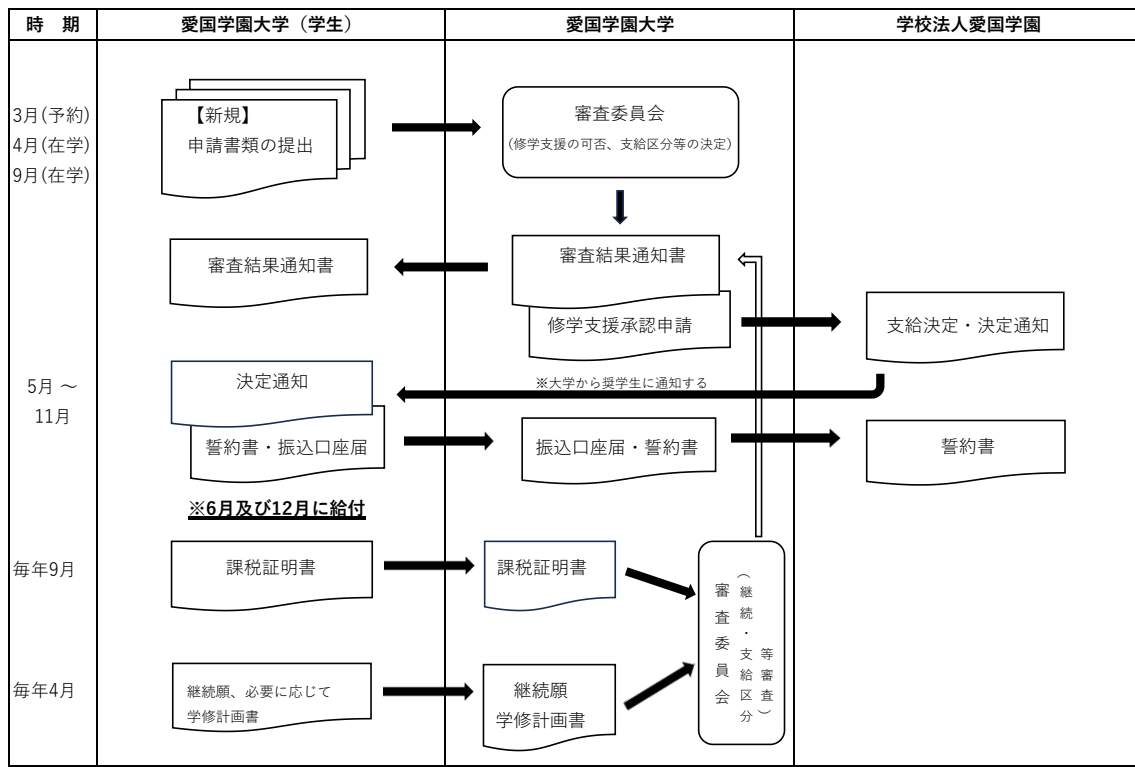
This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is a solid black vertical line along the left edge, which likely serves as a margin or binding edge. The paper appears to be from a notebook or a standard writing template.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

※枠内に記述しきれない場合は、別紙に記述のうえ添付

してください。

【参考1】修学支援制度の主な流れ



【参考2】給付区分毎の減免・給付奨学金支給額

(別表1)

○低所得者世帯としての支援

単位:円

	給付 区分	減免額		給付奨学金(年額)		
		入学金	授業料(年額)	自宅通学	生活保護を受けている生計維持者と同居	自宅外通学
愛 国 学 園 大 学	区分Ⅰ	250,000	650,000	459,600	510,000	909,600
	区分Ⅱ	166,700	433,400	307,200	340,800	607,200
	区分Ⅲ	83,400	217,700	153,600	170,400	303,600
	区分Ⅳ (理工農)	62,500	162,500	0	0	0

○多子世帯としての支援

	給付 区分	減免額		給付奨学金(年額)		
		入学金	授業料(年額)	自宅通学	生活保護を受けてい る生計維持者と同居	自宅外通学
愛 国 学 園 大 学	区分 Ⅰ(多 子世帯)	250,000	650,000	459,600	510,000	909,600
	区分 Ⅱ(多 子世帯)	166,700	433,400	307,200	340,800	607,200
	区分 Ⅲ(多 子世帯)	83,400	217,700	153,600	170,400	303,600
	区分 Ⅳ(多 子世帯)	250,000	650,000	114,900	127,500	227,400
	多子 世帯	250,000	650,000	0	0	0

【お問合せ先】

愛国学園大学 学務課

〒284-0005 千葉県四街道市四街道1532

電話:043-424-4410 FAX:043-424-4322